

～これから箕面市内で開発や建築をされるかたへ～  
※設計者様は必ず納税義務者(建築主)様にお伝えください

平成 28 年  
7 月 1 日から

# 箕面市は開発事業等緑化負担税を導入します

箕面市では、本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を将来にわたって守り、その魅力を向上させるため、「開発事業等緑化負担税」を導入します。

納められた税は、基金に積み立て、市が行う森林整備、市街地緑化、農地保全に関する事業や、山林所有者・市民による里山保全活動への助成などに活用します。



## 課税の対象

下記の①②の両方に該当する行為が課税対象です。

①平成 28 年 7 月 1 日以降に開発許可を受ける土地の造成(区画形質の変更)や、まちづくり推進条例の協議が完了する建築行為等(次のイからへまでに掲げる処分等を受けた行為。以下「開発行為等」といいます)

- イ 都市計画法第 30 条第 1 項に規定する開発許可
- ロ 箕面市まちづくり推進条例第 20 条第 1 項(第 1 号を除く)の規定による計画書に係る協議の成立
- ハ 箕面市まちづくり推進条例第 20 条の 2 第 1 項の規定による事前協議書に係る協議の成立
- ニ 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定
- ホ 箕面市下水道条例第 6 条第 1 項本文の規定による排水設備等の新設等に係る計画の確認
- ヘ 箕面市まちづくり推進条例施行規則第 4 条の 2 第 3 項の規定にする一団地の建設行為に関する協議の成立

②事業として行う開発行為等(建築主自らが居住する専用住宅の建設は課税対象になりません)

## 税を納めていただくかた

開発行為等を事業として行う者(事業者)が納税義務者となります。

建設業以外の事業者が自らの店舗や事業所として建築を行う場合も課税の対象となります。

## 税額

税額は、敷地面積(m<sup>2</sup>)×0.9×指定容積率×250(円/m<sup>2</sup>)です。

例えば、容積率 200%の土地で、敷地面積 100 m<sup>2</sup>の建築を行うときの税額は 45,000 円となります。

## 申告と納税のタイミング

開発行為等に係る許可等の日から2か月以内に申告いただき、その申告した税額を市の指定金融機関でお支払いいただきます。

# 開発事業等緑化負担税Q&A

## Q いつから課税されますか？

平成 28 年 7 月 1 日以降に開発許可等の処分を受ける開発行為等に対して課税します。

ただし、開発行為等の手続に応じて次に定める日までに、申請受付が完了した場合は課税しません。

- 1 都市計画法第 30 条第 1 項の規定による開発許可の申請書の提出…6 月 10 日
- 2 箕面市まちづくり推進条例第 20 条第 1 項(第 1 号を除く)の規定による計画書の提出 …4 月 2 日
- 3 箕面市まちづくり推進条例第 20 条の 2 第 1 項の規定による事前協議書の提出…6 月 17 日
- 4 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置の指定を受けるための申請書の提出…6 月 17 日
- 5 箕面市下水道条例第 6 条第 1 項本文の規定による排水設備等の新設等に係る計画の確認を受けるための申請書の提出…6 月 21 日

## Q どのような場合に非課税となりますか？

建築主自らが居住する専用住宅の建設は課税対象になりません。

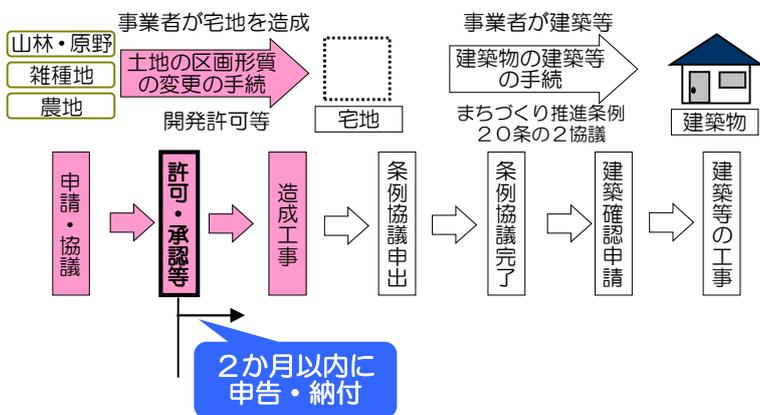
また、同一事業者が同一敷地内で同一事業を継続するために行う開発行為等や、農地の転用の許可を要しない農業用倉庫、森林組合や漁業組合が建設する林業・漁業用倉庫の設置については、課税しません。

## Q いつ申告・納付すればよいですか？

### ①事業者が建築物の建築を目的とした土地の区画形質の変更を行う場合

開発許可等の処分等の日から 2 か月以内に申告、納付してください

※目的となる建築物の建築が完了するまでは、以後の処分等には課税しません



### ②事業者が建築物の建築等のみを行う場合

建築物の建築等の際のまちづくり推進条例 20 条の 2 協議にかかる協議完了から 2 か月以内に申告、納付してください

※建築主自らが居住する専用住宅には課税しません

